

日本 ADHD 学会 会則

第1章 総則

第1条 本会は日本 ADHD 学会（Japanese Society of ADHD）と称する。

第2条 本会は事務局を理事長が指定する場所に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は ADHD に関する診療、研究、教育に携わる医師・医学研究者等が集い、ADHD に関する包括的な研究を推進し、ADHD という障害の正しい理解および適切な診断・治療を普及、啓発に努めることにより、ADHD に関する医学の発展ならびに医療の充実に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 学術集会及び研修会の開催
- (3) 研究あるいは学際的活動
- (4) 一般市民や患者・家族を対象に行う講演会等の開催
- (5) 刊行物の発行
- (6) 国際的学術交流
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同し、ADHD に関する診療、研究、教育に携わっている、或いは携わろうとしている以下の職種の者で、役員1名の推薦を得て、所定の様式による入会申し込みを行い、理事会の承認を得た者で、所定の会費を納める者とする。
医師、医学研究者、看護師、薬剤師、精神保健福祉士（ケースワーカー）
社会福祉士、作業療法士、理学療法士、保育士、言語聴覚士、心理職（医療及び教育に携わる者）
- (2) 名誉会員：本会に特に功労のあった会員で、理事会が推薦し、承認された者とする。
- (3) 顧問：本会の目的に賛同し、本会の事業を発展させるための提案・指導にあたる者で、理事会が推薦し、承認された者とする。
- (4) 賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために、賛助会費を納める団体または個人で、理事会が推薦し、承認されたものとする。
- (5) 当日会員：正会員1名の紹介により、本会が主催する学術集会等に、参加

費を納め、参加する者とする。

第6条 会員は次の場合にはその資格を失うものとする。

- (1) 退会の届出をした場合、但し、既納会費は返納しないものとする。
- (2) 会費を2年以上滞納した場合。
- (3) 本会の名誉を毀損する、或いは本会の会則に背く行為があり、理事会で除名の決議がなされた場合。

第4章 会費および会計

第7条 本会の運営にかかる費用は会員の納める会費および寄付金をもって充当する。学術集会の参加費等は別途徴収することができる。

第8条 本会の会計年度1月1日より同年12月31日までとする。

第9条 本会の会費は付則により定める。

第5章 役員

第10条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 理事 | 若干名 |
| (3) 監事 | 2名 |
| (4) 総会・学術集会会長 | 1名 |

第11条 理事は選出された後に、総会の承認を得ることとする。理事は理事会を組織し、会務を執行する。

第12条 理事長は理事の互選により選出される。理事長は本会を代表し、会務を掌理する。

- (1) 理事長の任期は1期2年とし、その再選を妨げない。
- (2) 理事長は総会、評議員会および理事会を招集する。
- (3) 理事長に事故のあるときは、理事会は理事長代行を選出し、理事長代行は理事長の職務を代行する。

第13条 監事は、理事会の推薦に基づき評議員会が正会員より選出する。監事は会計を監査し、また、理事会に出席して意見を述べる。監事は本会の会計監査の結果を理事会、評議員会および総会に報告する。監事は理事を兼務することはできない。

第14条 総会・学術集会会長（以下、会長と略す）は、理事会の推薦を得て選出され、総会で決定される。会長は学術集会を主宰し、総会の議長となる。会長の任期は決定してから主宰する学術集会の終了までとし、任期中は理事会に出席して意見を述べることができる。

第15条 会長が必要と認めるときは副会長1名を置くことができる。副会長は正会員の中から会長が推薦し、理事会の承認を得て、総会で決定される。副会長の任期は会長に準ずる。

第16条 会長を除く役員の任期は2年とする。役員の再任は、第12条（1）に定める場合を除き、妨げられない。

第17条 役員に欠員が生じた場合には理事会においてその補充を行う。但し、その任期は前任者の任期の残余期間とする。

6章 会議

第18条 本会は次の会議を開催する。

- (1) 学術集会および研修会
- (2) 総会
- (3) 理事会

第19条 学術集会は年1回開催する。本会が主催する学術集会での発表は原則として会員に限る。研修会は必要に応じて随時開催する。

第20条 総会は正会員により構成され、原則として年1回、学術集会の開催時に開催する。

第21条 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。

第22条 理事会は原則として年2回開催する。但し、理事長が必要と認める場合には、臨時理事会を招集することができる。

第23条 理事会は理事の3分の2以上の出席をもって成立する。議決は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は理事長の決するところによるものとする。

第7章 委員会

第24条 本会の目的を達成するために、必要に応じて、委員会を設置することができる。

第25条 委員会の設置および人選は理事会が行い、決するものとする。

第26条 委員会の設置期間、委員の任期はその都度定めるものとする。

第27条 委員会での審議経過等は総会にて報告されなければならない。

付則

第1条 本会の会則は理事会の議決を経て改訂することができる。会則の改定事項は総会で報告されなければならない。

第2条 本会則は平成22年5月1日から施行する。

第3条 正会員の年会費は5,000円とし、各年度の初めに納入するものとする。

第4条 顧問及び名誉会員の年会費は不要とする。

第5条 賛助会員の年会費は1口50,000円とする。

以上